

板倉町告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成26年第4回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年12月5日

板倉町長 栗 原 実

1. 日 時 平成26年12月8日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	森 田 義 昭 君	2 番	今 村 好 市 君
3 番	荒 井 英 世 君	4 番	川 野 辺 達 也 君
5 番	延 山 宗 一 君	6 番	小 森 谷 幸 雄 君
7 番	黒 野 一 郎 君	8 番	市 川 初 江 さん
9 番	青 木 秀 夫 君	1 0 番	秋 山 豊 子 さん
1 1 番	荻 野 美 友 君	1 2 番	野 中 嘉 之 君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成26年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成26年12月8日（月）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第 5号 板倉町名誉町民の推挙について
- 日程第 4 同意第 6号 板倉町名誉町民の推挙について
- 日程第 5 承認第 4号 専決処分事項の承認について（平成26年度板倉町一般会計補正予算（第4号））
- 日程第 6 議案第36号 板倉町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第37号 板倉町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第38号 板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第39号 板倉町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第40号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第41号 町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について
- 日程第12 議案第42号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第43号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第44号 板倉町下水道条例の一部改正について
- 日程第15 議案第45号 板倉町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第46号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第47号 板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例の一部改正について
- 日程第18 議案第48号 板倉町保育の実施に関する条例の廃止について
- 日程第19 議案第49号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散について
- 日程第20 議案第50号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第21 議案第51号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う事務の承継について
- 日程第22 議案第52号 平成26年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第23 議案第53号 平成26年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第54号 平成26年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 議案第55号 平成26年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）について

○出席議員（12名）

1番	森田義昭君	2番	今村好市君
3番	荒井英世君	4番	川野辺達也君
5番	延山宗一君	6番	小森谷幸雄君
7番	黒野一郎君	8番	市川初江さん
9番	青木秀夫君	10番	秋山豊子さん
11番	荻野美友君	12番	野中嘉之君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原実君
教育長	鈴木優君
総務課長	鈴木渡君
企画財政課長	小嶋栄君
戸籍税務課長	根岸一仁君
環境水道課長	荻野恭司君
福祉課長	小野田博基君
健康介護課長	落合均君
産業振興課長	橋本宏海君
都市建設課長	高瀬利之君
会計管理者	山口秀雄君
教育委員会 教務局長	多田孝君
農業委員会 農務局長	橋本宏海君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根岸光男
庶務議事係長	伊藤泰年
行政安全係長兼 議事事務局書記	小林桂樹

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(野中嘉之君) おはようございます。

ただいまから告示第90号をもって招集されました平成26年第4回板倉町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○町長挨拶

○議長(野中嘉之君) 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申し出がありますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) おはようございます。めっきり真冬になってまいりましたが、寒さ厳しき折、先般は戦没者追悼式あるいはダイヤモンド、金婚式、そして町民教養講座等々議員各位にもご協力をいただきまして大変ありがとうございました。今日から、議長さんからご案内のとおり、第4回の定例会ということでお世話になるわけであります。

さて、今年も残すところ20日余りとなりました。暮れに向かって何かとご多忙の中、第4回定例会をこうして招集をいたしましたところ、元氣でご出席を賜りありがとうございます。

さて、夏場から、ひょっとすると暮れに総選挙があるかもしれないという一部の週刊誌や政治評論家の考えが、小さな紙面にあるいは小さな可能性として紹介をされ始めてまいりました。そんな中、政権主流の考え方は、与党が今まで、そこそこ空前と言われる議席数を持っておるわけでありまして、何でも思うとおり決められるという状況になっておる中、解散は議席減にもつながる可能性があり、暮れなんてとんでもないと、予算編成時ではないかというようなことで、空白期間をつくるのはもってのほかだ、国民の理解も得られないというようなことで、与党にとっては割に合わないという意見が圧倒的でもあったろうと思いますが、あれよあれよという間に、ご承知のとおり解散が断行され、本日選挙戦も中盤になっております。与党からは、消費税を先送る政策変更を国民に問う解散あるいはアベノミクス信認解散等々ととれる主張がおおむね述べられておりますし、また野党からは、相反したアベノミクスに対する失敗解散、党利党略解散等々いろんな形で論戦が繰り広げられているようでございます。

日本経済は、数字的には経済指標は間違いなくよくなりつつあると言われてるようですが、おおむねどの新聞を見ましても、あるいはニュースを見ましても、八、九割の国民が実感がないと、むしろ苦しんでいるとの、そういった結果を報道をしているようであります。これを克服するためには、アベノミクスの推進以外にないとの与党の主張と申しますか、それに対し、失敗であるから、格差があらゆる分野で広がっている、方向転換をすべきとの野党の声のぶつかり合いというふうにも言われておるようであります。

一方、知識人は、経済だけでなく、国民との約束の実行性、ご承知のとおり、2年前、消費税導入時には定数を削減する、あるいは国民に負担をお願いする、そういった時期には給与の3割カットをやる等々、公党の代表同士がみずから身を切るいわゆる約束をしたわけでありまして、それらが全く実行されていないと

いうことも含め、現状の格差拡大あるいは社会保障、地方再生、人口政策、安全保障、機密保護、原発も加えた自然エネルギー等々の問題も含め、総合的にぜひ具体性を持つ主張のぶつかり合いを今回は期待をしたいというような選挙に対する知識人の論陣も張られております。

いずれにしても、あと1週間足らずで投票日ですので、町民の皆様にはぜひ貴重な1票を、自分のためにまずは行使をしていただきたいと思います。私もそうするつもりであります。

話は変わりますが、日本列島も御嶽山噴火やこの間の長野市付近の白馬村の直下型の大地震、そして今度は阿蘇山の噴火。必ず地震があると噴火、噴火があるとその後地震という、どうも大きなそういう流れもあるようでございます。この流れでいくと九州方面といいますか、西南の方面で大きな地震でも定説どおりに起こるのかどうか、北から南まで火山の活性期に入っているのかも含め、不気味な感じもいたすところあります。いずれにしても、温暖化、自然災害に対する安全安心の充実と注意喚起をさらに図っていかねばならないというふうに思うところであります。

また、収穫の秋も終了いたしました。順調な収穫に喜ぶはずの農家の心は消沈をしているという状況であります。物価の値上がりに伴う生産原価の高騰に対し、想像を超えた安値、8,000円前後という安値は、はるかに生産価格を割り込んでおるようであります。単なる需給バランスだけなのでしょうか。この現状は、農業の、あるいは国の基本である農、米価と言える状況に全くないわけでありまして。ただでさえ農家減少あるいは後継者の減少の中、食料安全保障、国土保全、環境保持、そういった面に大きな役割を果たしている農家、農業を、他産業と同じ市場経済論だけで片づけてよいはずはありません。水素自動車1台購入につき300万円もの補助が出ると、経産省のそういった政策も発表されているようですが、片や車、片や生計、いわゆる国の基本を揺るがすような問題にも発展しかねない、そういった問題と比較するときに、話にならないというふうに思っております。

いわゆる片や日本全体の圧倒的戸数がある農家の生計にかかわる問題でありますし、ずっと生殺しという状況が続いていると言っても過言ではないと思います。意欲を失い、何より数少ない大規模な中核的な農家が最も打撃を受け、弱小農家の農地の貸し出し希望が今後恐らく強くなることは簡単に想定されるわけですが、肝心の国が最も力を入れている借り受け側が、借りたくても採算が合わないということになれば、当然遊休農地が次年度以降急激に増大する可能性は高まるというのは誰が考えても明らかでありますし、これらについて国もそれなりの政策を立てるはずだとは思っておりますが、JAとも協議をし、国に対してどのような形で農業政策を進めていくのか話し合い、あるいは求めることがあれば国に進言をしまいたいというふうに思っております。そういう意味で、特に農家だけでなく、中小業種も含めた国民の賃金上昇も求めたいと思っております。

役場内におきましては、既に平成27年度の予算編成に伴う各課のヒアリングを行っております。新年度においての収入の予測をまず初めとして、新たな事業展開、役割を終えた事業の洗い出し、そして私の方針等を踏まえさせていただきながら、事業量の想定、各部署の配置人員の配置必要人数や職員の持つ適応性の検討、あるいはその先にある退職者に対する填補等々の人事の構想も加えながら、必要な予算措置の決定に向け、課長、係長、全職員の申告書に目を通しながら話し合いを進めております。

特にこの時期、平年でも多忙な時期でございますが、新年明けて2月1日が当町の町制施行60周年記念式典を予定しているわけでありまして、それだけ60年に1度の、あるいは10年前の50周年の1度の、50周年の

後の10年間に1度の大きな式典、祭典に向けて、その仕事が増大しているわけではありますが、加えてこの総選挙、衆院選ということも加わったために、異常なまでの忙しさと職員も大変なご苦勞であろうと思っております。

また、これが終わりますと、来年はご承知のように統一地方選でありまして、既に県議選に向けた動きも当町もあるようではありますが、さらにその後は町議選ということも含め、暮れかあるいは正月にかけてか、あるいは正月明けか、いわゆる人の動きが活発になるとともに、そういった動きも活発になろうかと思っております。

今日はそういった暮れに向けてのお忙しい中を、本日から本会議をお願いをするわけでありまして。上程議案として、主に国の上位法改定による条例の改正関係が多いと見受けておりますが、名誉町民の件やあるいは補正予算もあわせてお願いをすることとなっております。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。冒頭のご挨拶といたします。大変ご苦勞さまであります。

○諸般の報告

○議長（野中嘉之君） それでは、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議される案件は、町長提案の名誉町民の推挙の同意2件、専決処分事項の承認1件、条例の制定4件、条例の改正8件、条例の廃止1件、東広圏の解散に伴う案件3件、補正予算の議案4件であります。また、請願・陳情につきましては、お手元に配付の陳情文書表のとおり、議員配付のみとして頭沼用水路の早期改修に関する要望書ほか3件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○議長（野中嘉之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

8番 市川初江さん

9番 青木秀夫君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（野中嘉之君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、11月21日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

委員長、秋山豊子さん。

[議会運営委員長（秋山豊子さん）登壇]

○議会運営委員長（秋山豊子さん） おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、11月21日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日12月8日から17日までの10日間です。

会期の日程ですが、初日の本日は、同意第5号及び第6号について、提出者からの提案理由説明の後、質疑、討論は省略し、採決をいたします。次に、提出者から承認第4号について議案説明の後、審議決定をします。次に、議案第36号から議案第48号までの条例の制定及び一部改正等の議案について、提案者から議案説明の後、議案ごとに審議決定をします。次に、議案第49号から議案第51号までの東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に関する議案について、提案者から議案説明の後、議案ごとに審議決定をします。続いて、補正予算関係の議案第52号から議案第55号について、本会議では提案者からの議案説明のみを行い、予算決算常任委員会へ付託し審査します。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算審議、委員会採決を行います。

第2日目の9日は、6人の議員が一般質問を行った後、補正予算関係議案の委員長報告を行い、審議決定を行います。

第3日目の10日は、総務文教福祉常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第4日目の11日は、産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第5日目の12日から第9日目の16日までは休会とします。

最終日の17日は、閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） お諮りいたします。

今定例会の会期及び議事日程について、ただいま委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から17日までの10日間と決定いたしました。

○同意第5号 板倉町名誉町民の推挙について

同意第6号 板倉町名誉町民の推挙について

○議長（野中嘉之君） 日程第3、同意第5号及び日程第4、同意第6号の板倉町名誉町民の推挙についての2議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、早速提案の理由を説明をさせていただきます。

同意第5号、6号につきましては、それぞれ関連がございますので、一括してただいま議長から申された

とおりの説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、同意第5号 板倉町名誉町民の推挙についてご説明申し上げます。本案は、板倉町名誉町民として、氏名、矢口昇氏、生年月日、昭和6年11月29日、住所、板倉町大字粕谷1486番地を推挙いたしたく、板倉町名誉町民条例第2条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

矢口昇氏におかれましては、昭和62年4月に群馬県議会議員に初当選され、以降連続5期20年にわたり、持てる知識、経験を遺憾なく発揮され、郷土群馬、特に板倉のためにも振興発展に尽くされました。平成12年5月には群馬県議会副議長に、平成15年12月には第78代群馬県議会議長に就任され、県議会の指導的立場から県政の重要施策推進に積極的な役割を果たすなど、県政の進展とともに、あまねく町政の進展に多大な貢献をされました。平成20年春の叙勲におきまして、旭日小綬章を受章されるなど、そのご功績と識見につきましては議員各位にご案内のとおりでございます。

以上、同意第5号 板倉町名誉町民の推挙についてをご説明申し上げます。

続いて、同じく第6号ですが、同じく板倉町名誉町民の推挙についてをご説明いたします。本案は、板倉町名誉町民として、氏名、針ヶ谷照夫氏、生年月日、昭和16年7月1日、住所、板倉町大字海老瀬2761番地を推挙いたしたく、板倉町名誉町民条例第2条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

針ヶ谷照夫氏におかれましては、昭和46年5月に板倉町議会議員に初当選されて以来、4期連続当選を果たされ、議長、副議長を歴任されるなど、町の教育、文化、福祉の発展及び議会運営に尽力されました。昭和59年11月には第4代板倉町長に就任され、平成20年11月まで6期24年にわたり、町政の重要課題に対し手腕を遺憾なく発揮され、あまねく町政の進展に多大な貢献をされるとともに、町村会長として、県内はもとより関東、全国の町村会においても地方自治の進展に貢献されました。平成25年秋の叙勲において旭日小綬章を受章されるなど、そのご功績と識見につきましては、同じく議員各位ご案内のとおりでございます。

以上、同意第6号 板倉町名誉町民の推挙についてをご説明申し上げます。

板倉町名誉町民につきましては、町制施行40周年に当たる平成7年2月1日に、元町長であります小森谷義一氏を推挙いたしました。平成27年2月1日に町制施行60周年を迎える今般、本町の基礎を築かれた小森谷義一氏に続き、東洋大学板倉キャンパスの誘致、板倉東洋大前駅の新設、ニュータウンの整備、治水整備といった総合的な開発に、ともにお二方ともご尽力をされ、本町を今日の発展に導かれた矢口昇氏、針ヶ谷照夫氏を名誉町民に推挙いたしたく存じます。

以上のとおりでございますので、課長の説明はございませんが、よろしくご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。同意2議案については、質疑、討論を省略して採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

初めに、同意第5号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、同意第5号は原案のとおり同意されました。

次に、日程第4、同意第6号 板倉町名誉町民の推挙について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、同意第6号は原案のとおり同意されました。

○承認第4号 専決処分事項の承認について（平成26年度板倉町一般会計補正予算
（第4号））

○議長（野中嘉之君） 日程第5、承認第4号 専決処分事項の承認についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、承認第4号であります。専決処分事項の承認についてであります。括弧として、平成26年度板倉町一般会計補正予算の（第4号）ということであります。

本補正予算につきましては、第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ964万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億9,590万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、県支出金に774万円、前年度繰越金に190万2,000円を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費を964万2,000円追加するものであります。

内容につきましては、衆議院議員選挙が12月2日告示、同じく14日投開票で決定したことによる衆議院議員選挙経費の専決補正を平成26年11月21日付で実施いたしましたので、報告をするものであります。

以上、平成26年度板倉町一般会計補正予算についてご報告を申し上げましたが、細部につきましては担当課長よりご報告を申し上げますので、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） それでは、平成26年度一般会計予算の（第4号）につきましてご説明を申し上げます。

概要につきましては町長の説明のとおりでありますので、省略させていただきます。

6ページをお開きいただきます。歳入ですが、15款3項1目総務費県委託金でございますが、774万円の追加でございます、衆議院議員の選挙の委託金として計上するものでございます。

続きまして、19款1項1目繰越金でございますけれども、190万2,000円でございますが、衆議院の選挙費用の財源として前年度繰越金を計上するものでございます。

続きまして、7ページをお願いをしたいと思います。歳出でありますけれども、第2款の4項7目衆議院議員選挙費として964万2,000円を追加するものでございます。内容としましては、報償費に78万3,000円、

職員手当等263万7,000円、需用費329万8,000円、18節ですが、備品購入としまして162万円を補正するもの
でございます。18節につきましては、選挙用の投票用紙の計数機3台を購入する計画となっております。

以上、概要、細部につきましての説明とさせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し
上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより承認第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

荻野議員。

○11番（荻野美友君） 選挙費用のことでちょっとお聞きしたいと思いますけれども、県から来るのが774万
円で町からのあれが190万円2,000円ですか。選挙費用って、国政のあれで、みんな国から来るものだと思っ
ていましたら、町からこの190万円というお金が出るということについてちょっと理解に苦しむので、ちょ
っとその辺の説明をいただきたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 鈴木総務課長。

[総務課長（鈴木 渡君）登壇]

○総務課長（鈴木 渡君） ただいまのご質問ですが、この衆議院につきましては、約8割が、80%が対象
の費用として国のほうから交付されるということで、残りにつきましては一般会計のほうから出させていた
だくということで、全部が対象にならない部分もあるというようなことで、ここへ上げさせていただいてお
ります。これにつきましては、国のほうからも内示といいますか、事前に来ておりまして、細かくは、では
これが対象、対象外だということは非常に難しいのですが、当然ほとんど手当とか、そういうものについて
は対象になりまして、交付外の経費というものもやはりありまして、やはり執行の費用の見込み額というよ
うなことで774万円町のほうに来ていたというようなことでございますので、需用費あるいは報償費、その
他の経費についてもやはり対象にならないという部分もございますので、そういう国のほうから来ました内
示に基づいて補正をするというようなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 荻野美友君。

○11番（荻野美友君） そうですか。そうすると、いろんな国政選挙も、参議院だとかいろいろあるわけで
すけれども、8割が国で2割が町負担と、そんなふうに認識したいと思ひます。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 先ほどの小嶋課長が説明したのと違うのではないですか。備品購入費というのは、
これは集計機とか、そういったものを3台買ってというのは、これは町独自で買ったから国から来た予算と
違うのではないですか。8割ではなくて2割の相当する分のは、町が町の都合でというか、勝手に集計機を
買ったからこの予算が計上されているのであって、通常選挙費用とは違うのではないですか。先ほど荻野
さんが質問した、全体の8割が国から選挙費用として来て、2割は町負担だということとはちょっと違うの
ではないですか。前にも選挙関係の機材というのですか、何かを購入したなんていうのが何回かあったと思
うのですけれども、そういうものは、その都度新しい機材みたいなのが出るので、買って充当しているのか
どうかわかりませんが、そういうことと違うのですか、これは。

○議長（野中嘉之君） 鈴木総務課長。

[総務課長（鈴木 渡君）登壇]

○総務課長（鈴木 渡君） ただいまのご質問でございますが、具体的に言いますと、今の備品購入費、これも県のほうで負担するものと町の負担すべきものということで、県のほうが9分の5を負担すると。残りの9分の4については町のほうで負担をするというようなことになっておりまして、その割合で町の負担が先ほど申しあげました百六十何万円ですか、そういう負担になるというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） これは県から来るといっても、もとは国から来ているのでしょうか。国から出た金を県経由で来ているのでしょうか。そうすると、これは9分の4は町負担にしようということは、今回に限ってそういう集計機というのですか、そういう機材を買えということなのですか、どこの自治体でも。それで、買ったなら、その9分の5は国が出すよと、そういうことなのですか。

○議長（野中嘉之君） 鈴木総務課長。

[総務課長（鈴木 渡君）登壇]

○総務課長（鈴木 渡君） この集計機につきましては、以前からやはり不足しているということで、これについては町のほうも買いたいというようなことで一応お話をしたところ、先ほど申しあげました、9分の4が町の負担、残りについては国を通して県の負担があるというようなことで、買いたいというようなことでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 町がその機材を、不足だから追加で集計機を増やして買っているわけね。今までの、何台かあったのに、プラス今回は3台増やすということなのですか。それを申請したから国から金が出るの、その9分の5というのが。全国一律にこういうものを買えと言って、その買ったものについて国から9分の5出すよという意味と違うのですか。すると、これは各自治体によって、市町村によって、この集計機を買うところと買わないところによってお金の出方が違ってくるわけではないですか。

○議長（野中嘉之君） 鈴木総務課長。

[総務課長（鈴木 渡君）登壇]

○総務課長（鈴木 渡君） 集計機につきましては、今回衆議院選挙だけではなくて、次回の町議選あるいは県議選でも使うということで要望をしたいというようなことで出したということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） だから、そうです。機械だから今後も使えるわけです。今回限りで、消耗品で使い捨てではないわけですから。だから、それを国から補助金があるというので、選挙費用は国から全部来ているのではないのですか。違うの。それで、集計機とか、そういうのは町が独自に買っているのと違うの、これは。一般の通常の選挙費用は、今回は国の選挙だから国から来る、県の選挙だったら県から来るということで、この770万円のお金の中で選挙費用なのではないのですか。その差額は、町が、町の都合で集計機を買ったということと、その他、ほかに多少何かあるのかもしれないですけども。

集計機買ったって別におかしくないのです。町の都合で買って、今後それをいろんな選挙のときに使っていくわけだから、別に今回でたまたま買ったから、こういう費用で計上したけれども、今後それは必要ないわけでしょうから。

前に聞いたときには、選挙費用が多少余るので、余った分ので機械を買って、それを国に返さないのだとかという、そんなことを説明したこともあったのではないですか。国からは、選挙費用というのは十分、100%来ているのと違うのですか。

○議長（野中嘉之君） 鈴木総務課長。

[総務課長（鈴木 渡君）登壇]

○総務課長（鈴木 渡君） 今回の衆議院選につきましては、先ほども申し上げましたけれども、この計算機、これについては町の単独分ということで9分の4というようなことと、それと郵送料、これの差額といえますか、世帯数のみを対象としておりまして、その差額分。今回については、選挙をする方、これについては全員支出をするというようなことで、町のほうでその分を買うというようなことになるというようなことでございます。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 今期日前の選挙が行われておりますけれども、町のホームページに宣誓書がアップされているというか、期日前に行く方は、それをダウンロードして取り出して、それでそれに書き込んで入場券と一緒に持っていくということなのですかけれども、そういった周知はしてあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 鈴木総務課長。

[総務課長（鈴木 渡君）登壇]

○総務課長（鈴木 渡君） 現在の質問につきましては、広報紙で事前に周知はしております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 広報紙にただいま出ているということでしたのですけれども、二、三人の方からそれをちょっと聞かれたものですから、町の選管のほうへちょっとそれをお聞きしたのですが、そのやり方というか、こういうふうになりますよという内容も全部載っていたということですか。

○議長（野中嘉之君） 鈴木総務課長。

[総務課長（鈴木 渡君）登壇]

○総務課長（鈴木 渡君） 選挙の方法については、当然周知はしてありますので、それは載っております。よろしく申し上げます。

○11番（荻野美友君） ほかに質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより承認第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

○議案第36号 板倉町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

○議長（野中嘉之君） 日程第6、議案第36号 板倉町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第36号であります。板倉町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本案につきましては、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援新制度が創設をされました。新制度では、国の基準、放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を踏まえて、市町村が事業の設置及び運営について条例で基準を定めることと規定されたことに伴い、制定をするものであります。

新制度が平成27年度からの施行となることから、平成26年度中に条例の制定をする必要があるということでございますので、細部につきましては担当課長よりご説明を申し上げたいと思っております。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） それでは、板倉町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

条例制定の背景でございますが、ただいま町長が説明したとおりでございます。この関係につきましては、学童保育の関係となります。

内容についてご説明申し上げます。まず、第1条でございますけれども、放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定めるということでございます。

第2条は、最低基準の目的ということで、児童が心身ともに健やかに育成されることを保障することを目的とするということでございます。

以下、運営に関する基準についての概要を説明いたします。第9条は施設設備関係でございます。児童1人につきおおむね1.65平米以上でなければならないということでございます。

第10条は職員の数でございます。職員数関係でございます。職員は2人以上配置することとし、うち1人は有資格者とするということでございます。

第10条関係につきましては、従事する者ということで、これは児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

第38条第2項、「各号」とありますが、おおまかに申し上げますと、保育士であったり教員の資格を有する者であったり、社会福祉士等と、いずれかに該当する者であって、都道府県の研修を受講した者ということになります。

次に、第10条第4項でございますけれども、児童の集団の規模でございます。1つの単位を構成する児童の数、これはおおむね40人以下とするということでございます。

第18条第1項は開室の時間でございます。学校の休業日、夏休み等でございます。それは、原則1日8時間以上、学校の休業日以外ということで、これは平日ということになりますけれども、これは原則1日3時間以上開室するというところでございます。

第18条第2項は開室日数でございますけれども、年間250日以上を原則とするということでございます。

その他につきましては、第5条で事業運営上の一般的な原則あるいは第6条で非常災害対策として必要な設備を設ける。非常災害に対する具体的計画を立てて訓練するよう努めなければならないということでございます。

第11条につきましては、利用者を平等に取り扱う原則、第12条で虐待の禁止、第13条で衛生管理等ということで、食器、飲用に供する水の衛生管理、感染症、食中毒の必要な措置、あと医薬品を備えると定めてございます。

第14条で重要事項に関する運営規程を定めるということでございます。

第16条で秘密の保持、17条で苦情への対応、20条で保護者、学校等関係機関との連携、21条で事故発生時の対応等を定めております。

施行予定日でございますけれども、子ども・子育て支援法の施行の日から施行するというところでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより議案第36号について質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） ただいまの説明ですと、これは子ども・子育て支援法の施行の日から施行するというのは、これはいつからされるのですか。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 子ども・子育て支援法でございますけれども、これは平成24年8月に関連3法ということになっているわけでございますけれども、基本的に平成27年4月1日が予定されているのですけれども、それが施行されている日からということで、実質的には平成27年4月1日ということになるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 27年4月1日ということは、まだ本省の改正法は通っていないということなのか。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） そうですね、要は子ども・子育て支援法の施行ということで、まだ施行はされていないということで、それが4月1日になると。

[何事か言う人あり]

○福祉課長（小野田博基君） 法律というか、消費税が上がるということを前提に改正をしてきたわけなのですが、その関係で施行というのはまだされていないということでございます。

[何事か言う人あり]

○福祉課長（小野田博基君） 法律は成立はしています。24年の8月に子ども・子育て支援法につきましては成立はしております。施行が27年の4月1日からということですかね。

[何事か言う人あり]

○福祉課長（小野田博基君） 施行は……施行の日から施行ということで、施行日が、済みません、27年4月1日から施行するとなっているので、それで4月1日ということは27年4月1日です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 27年4月から施行するとなっているということは法律はもう通っているのですか。予定がある。

○福祉課長（小野田博基君） 法律は通ってございます。

[何事か言う人あり]

○福祉課長（小野田博基君） 24年8月に支援法は成立をしているということでございます。

[何事か言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 挙手をして発言してください。

小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 申しわけございません。では、今確認してもう一度お答えはしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） それと、これを読むと……「法律の一部改正に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する」と書いてあるのです。改正したのではないの、これは何か前の。以前は、子ども・子育て支援及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正というのだから、一部改正、どこを改正されたの、これは。前とほとんど、99%同じなのか、変わったところは1%、2%、それはどこなの、これは。変わったところは。変わったところだけ説明すればいいのではないの、どこがどういうふうに変ったのか。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 子ども・子育ての関連3法ということで、子ども・子育て支援法、それと認定こども園法とか、それと3法ですので、もう一つが関係法律の整備等に関する法律、これが一部改正を、認定こども園は一部改正です。それと、整備等に関する法律というものが成立を24年8月にしているわけで

ございますけれども、そのどこがと言われると、申しわけございません、ちょっとわかりかねますのですけれども。そういった中で、結局今までというものが、こども園については、文部科学省だったものが今度は内閣府ということで、それで一元化されると。

[何事か言う人あり]

○福祉課長（小野田博基君） 子育て支援法が、だから24年8月です。それと、どこが何%とか、それはちょっとわからないのですけれども、その辺についてまたちょっと調べさせていただきたいと思います。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第36号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議案第37号 板倉町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（野中嘉之君） 日程第7、議案第37号 板倉町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第37号であります。板倉町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本案につきましては、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援新制度が創設をされたものであります。新制度では、国の基準、家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を踏まえて、市町村が事業の設置及び運営について条例で基準を定めると規定されたことに伴い、制定するものであります。新制度が平成27年度からの施行となることから、平成26年度中に同じく条例の制定をする必要があることから、本日ご提案を申し上げるものであります。

同じく細部については、担当課長より説明を申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） それでは、続きまして板倉町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明を申し上げます。

本条例につきましては、第1章が総則、第2章が家庭的保育事業、第3章が小規模保育事業、第4章が居宅訪問型保育事業、第5章が事業所内保育事業となっております。家庭的保育事業につきましては、これは5人以下を対象といたします。小規模保育事業につきましては、6人から19人まででA型、B型、C型と分類されておりますけれども、居宅訪問型保育事業につきましては1対1、事業所内保育につきましては数人から数十人ということでございます。この4つの事業につきまして条例で定めてございます。

第1章は総則ということで、目的、保育所との連携、非常災害、虐待等の禁止、衛生管理、食事の提供、秘密保持等を定められております。第2章から第5章は各事業ごとの設置及び運営に関する基準が定められております。以下、事業ごとにご説明を申し上げます。

第2章につきましては、家庭的保育事業でございます。第22条は、施設に関する基準で、調理施設を設ける、居室等は9.9平米以上、屋外遊戯場、満2歳以上1人につき3.3平米以上でございます。

第23条につきましては、職員に関する基準でございます。資格要件は、家庭的保育者、嘱託医、調理員。それと、職員数は保育者1人につき3人までということになります。

第24条は保育時間に関する基準で、1日8時間が原則となります。

第25条は保育内容に関する基準でございます。保育する乳幼児の心身状況等に応じた保育ということでございます。

第3章は小規模保育事業で、A型、B型、C型ということで3種類ございます。第28条、32条、33条は、A型、B型、C型それぞれの施設に関する基準でございます。調理室を設けるということは、A型、B型、C型共通でございます。居室等につきましては、A型、B型は2歳未満1人につき3.3平米以上、2歳以上につきましては1人につき1.98平米以上でございます。C型につきましては、3.3平米以上ということになります。屋外遊戯場につきましては、満2歳以上1人につき3.3平米以上ということで、これにつきましてはA型、B型、C型共通でございます。

第29条、31条、34条は、A型、B型、C型の職員に関する基準でございます。資格要件というのは、A型、B型は保育士、嘱託医、調理員、C型につきましては家庭的保育者、嘱託医、調理員ということでございます。職員の数でございますけれども、A型の保育士につきましては各年齢に1を加えた数、B型の保育士数につきましては、各年齢に1を加えた数で、半数が保育士でなければならないということでございます。C型につきましては、保育者1人につき3人までということになります。

第30条、第32条、36条は、A型、B型、C型の保育時間に関する基準、保育内容に関する基準でございます。1日8時間が原則ということでございます。それと、保育する乳幼児の心身状況に応じた保育をするということでございます。

第4章につきましては、居宅訪問保育事業でございます。設備に関する基準の規定はございません。第39条は職員に関する基準でございます。家庭的保育者1人につき乳幼児1人ということになります。

第41条は保育時間に関する基準で、保育時間に関する基準と保育内容に関する基準、1日8時間が原則、乳幼児の心身の状況に応じた保育ということでございます。

第5章は、事業所内保育事業の関係でございます。第43条は施設に関する基準で、調理施設を設ける。居室等につきましては乳児1人につき1.65平米以上、ほふく室1人につき3.3平米以上、2歳以上、保育室、遊戯室1人につき1.98平米以上、屋外遊戯場1人につき3.3平米以上ということでございます。

第44条、47条は職員に関する基準でございまして、資格要件は保育士、それと嘱託医、調理員、それと保育士数につきましては、各年齢に1を加えた数で、半数は保育士ということになります。

それと、第46条は保育時間に関する基準で、保育時間に関する基準と保育内容に関する基準で、1日8時間が原則、それと心身状況に応じた保育をするということでございます。

それと、これも施行日につきましても子ども・子育て支援法の施行の日から施行するというので、この関係については今調べておりますので、少々お待ちいただければと思います。

以上で説明にかえさせていただきます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより議案第37号について質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） これは、36号の先ほどの議案と同様に、一括でこれはできるのでしょうか、これは平成27年の4月1日から施行されるというのですが、これも法律は通っているのですか。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） これも先ほどの関係と同じで、今調べておりますので、少々お時間をいただければと思います。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） よく今テレビだとか新聞で騒がれておりますよね、消費税の10%が1年半延期されたので、来年度予算に影響してくるのではないかとということで。これの事業者というかは、これは実施されないのではないかとというふうに心配しているのですけれども、法律は通っているけれども、実施されないのか。

そこら辺、その法律の内容なのですけれども、これはこの1点の施設というか、条件をクリアすれば、今まで無認可で運営していた保育所といいますか、無認可保育所が認可保育所になるわけですね。その場合に、ここに何にも書いてないのですけれども、では無認可保育所が認可保育所に今度変わった場合には、どういう運営者というか、事業所にとってはメリットがあるのかと。例えば子供1人当たり幾らの補助金が出るとか運営費が出るとか、そういうことは決まっているのですか、何にもここに書いてないのですけれども。ただ、無認可から認可になるというだけで、認可になったときのそのメリットって、どういうメリットがあるのですか、これは。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） ただいまのご質問でございますけれども、今まで小さい子たちが待機待ちというところもございまして、そういうある一定の人数以下のものが認可をされずに無認可のまま、無認可という形の中でございまして、保育者と利用される保護者との契約の中でやっていたということでございますけれども、今後この家庭的保育事業ということで1対1から、事業所ということで十数人までということで、その中でもランク、いろいろな区分けがございまして、基本的にある一定数の人数の認可保育園と同じように、園児1人当たりということで、これは小さい子ほど給付額というのは大きくなっ

ていくのですけれども、それが大きい子ほど少なくなるというようなところで展開をされているのが今までの認可保育園、それと同様になるということで、その金額が給付されることによって運営をしていくという形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） これは、板倉町には余りこういうのは需要がないというか、関係ないのかもしれないのですけれども、都会では無認可保育園というのが結構あるのでしょうか。そうすると、無認可保育園が認可保育園に一定の条件をクリアして認可されれば、認可保育園と同じように国から、わかりやすく言えば補助金というのですか、運営費が出るということなのですね。その年齢によっていろいろあるのでしょうか。では、認可保育園に国から、運営費というのか、板倉町も町営の保育所がありますけれども、そういうところに国から、子供1人当たり運営費というのはどれだけ出ているのですか、一般的に。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 町営の保育園につきましては、その給付費というものはございませんで、これらの地方交付税の中に算定という形になるかと思えます。私立の保育園につきましては、これは先ほど申し上げましたとおり、年齢によって違ってきますけれども、そういう給付が来るということでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 具体的な金額聞いているのだ。だから、給付、年齢によって出ているのはわかったです。年齢によって、細かい金額はいいから、概算でいい。ゼロ歳児だったら幾らとか3歳児だったら幾らとか。今言った町営の保育園にも、交付税の中に組み込まれて出ているということは、出ているのでしょうか、板倉町にも。だから、民間の保育所には具体的に幾ら、町営の保育所にも、交付税の中に組み込まれているから非常にわかりにくいのだというのであっても。では、いい。民間でもいい、民間で。1人当たり基準としてこのぐらい国から出ているのですよと。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） それでは、民間の、先ほど年齢児によって随分違いますよというようなことをお話をさせていただきました。乳児につきましては大体十五、六万円……

[何事か言う人あり]

○福祉課長（小野田博基君） はい。それで、一番大きい4歳以上ということになると、大体4万円ぐらいですか。それぐらい。やはり結局乳幼児ということ、ゼロ歳、1歳だと、保育士1人が3人までしか見られない。上の学年にいけば1人で30人まで見られるというようなところもございますので、そういったところで全然給付額というものも違ってくるのかなというふうに思います。そういうことでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） そうしますと、無認可保育園が認可保育園に認められれば、来年度から無認可保育園の事業者は今度認可保育園になるわけですから、国から、今言ったゼロ歳児だったら月15万円来るわけですね。今まではそれが全くゼロだったわけなのですね。そうすると、今までは、保護者というか親からの保育料というような形で幾らというふうに賄っていたのが、今度国から15万円来るわけだから、非常に運営者としてはやりやすくなるから、やる人が増えてくるだろうということで、こういう新たな規則ができて始まるわけなのでしょうけれども。

今よく騒がれているのは、果たしてこれが運営されるのかどうかということをお皆さんが心配しているのでしょう。そういう無認可保育園を運営されている方たちが期待しているのだけれども、これが本当にできるのだろうか、実施されるのだろうか。法律は通っているのかね。まだ通っていないのかね。これから通そうかなと思っているうち解散になってしまったのか、その辺はまだ定かではないのですね。それはいいです、では。法律が通ったか通らないか。

ただ、運営は、これが通れば、さっき言ったように、無認可保育園が非常に運営しやすくなるわけだ、事業者としては。今まで、国からゼロ歳児だったら毎月15万円来るのが、今ゼロ歳児だったら15万円来るようになるわけですから、非常に運営しやすくなるわけですね。都会では家賃だとか、ああいうのが物すごく高いですから、やる人がいなかったのしょうけれども、これを法律が通ることによって運営しやすくなるから、事業者がいっぱい出てくるという可能性もあるから、待機児童というか……待機児童ではないけれども、待機者が、子供が減ってくると、いなくなるかもしれないということは期待できるわけですね。そういうことです。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第37号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時30分といたします。

休 憩 （午前10時15分）

再 開 （午前10時30分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

ここで先ほどの青木議員からの質問に対し答弁があります。

小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） それでは、先ほどの青木議員からの質問で、施行期日の関係ということでございます。

この関係につきましては、税と社会保障の一体改革に伴いまして、子ども・子育て支援関連3法が平成24年8月に成立はしております。ただ、その中で施行時期というものは、消費税増税とあわせて国で決定することになっておりまして、国は今のところいろいろ消費税の関係が曖昧でございますけれども、国の予定、ここまで動いてきているということで、国とすると27年4月1日施行予定ということでしているということで、これを受けて町も条例を制定するということでございます。

以上です。

[何事か言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 今の。

[「今の。ちょっと質問」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑。質疑はもう終結していますので。

[「だめなの」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） ええ。

[何事か言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 後ほどに。

○議案第38号 板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

○議長（野中嘉之君） 日程第8、議案第38号 板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第38号でございます。板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてということであります。

本案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において介護保険法が改正され、これまで厚生労働省令等で定めていた介護予防支援に関する基準について市町村の条例で定めることと、そんなふうになったために制定することでございます。

細部については、同じく担当課長よりご説明を申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） それでは、議案第38号 板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営

並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてご説明を申し上げます。

介護予防支援は、要支援1または要支援2と判定された方に対しまして、要介護状態へ重度化することを要望する観点から、介護保険上の予防給付として提供されます通所介護、通所リハビリテーション、訪問看護、福祉用具貸与などの介護予防サービス及びその介護予防サービスを適切に利用いただくことができるように、介護予防サービス計画、いわゆるケアプランでございますが、これを作成するとともに、サービス事業者などとの連絡調整等を行うことを申します。

この基準につきまして、これまで厚生労働省令で定められておりましたが、介護保険法の改正によりまして、市町村条例で定めるということになったものでございます。

本条例の概要でございますが、第1章、総則で条例の趣旨などの共通事項を定め、第2章は人員に関する基準、第3章は運営に関する基準、第4章は介護予防のための効果的な支援方法に関する基準、第5章は基準該当予防支援に関する基準について、厚生労働省令を基準として制定するものでございます。

本条例中の厚生労働省令基準との変更につきましては、議案書の10ページとなりますが、第31条の記録の整備で規定しております、利用者に対する介護予防支援の提供に関する記録の保存期間、これを厚生労働省令の2年から、町としましては5年へと延長の変更をするものでございます。

本条例の施行日につきましては、平成27年4月1日でございます。

なお、附則におきまして関係する条例の一部改正もあわせて行わせていただきます。

以上、簡単でございますが、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより議案第38号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第38号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議案第39号 板倉町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（野中嘉之君） 日程第9、議案第39号 板倉町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第39号であります。板倉町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において介護保険法が改正され、これまで厚生労働省令等で定めていた地域包括支援センターに関する基準について市町村の条例で定めることとされたため、制定するものでございます。

同じく細部については担当課長よりご説明を申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） それでは、議案第39号 板倉町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明を申し上げます。

市町村では、高齢者が要支援、要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合におきましても、可能な限り地域で自立した生活を営むことができるよう支援することを目的といたしまして、介護保険制度で地域支援事業を実施しております。地域包括支援センターは、この地域支援事業の一つであります包括的支援事業と介護予防支援事業等を実施することを目的として設置された機関でございますが、その職員は保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、いわゆる主任ケアマネジャーでございますが、この3職種で構成をされております。当町におきましては、町が運営する地域包括支援センターを健康介護課、介護高齢係内に設置し、総合相談窓口として、高齢者やそのご家族などからの相談に対し、必要な関係機関への調整を行っております。

この運営等に関する基準でございますが、これまで厚生労働省令で定められていたものでございますが、先ほどの条例と同様に、介護保険法の改正によりまして市町村条例で定めることになったものでございます。

本条例の概要でございますが、第1条で趣旨、第2条で用語の定義、第3条で基本方針、第4条で地域包括支援センターの職員数、第6条で運営に関し規定をいたします。これらの規定でございますが、厚生労働省令を基準として、町で異なる内容を定める特別な事情や特性はないという判断をいたしまして、厚生労働省令基準と同様で制定をするものでございます。

本条例の施行日につきましては、平成27年4月1日でございます。

以上、簡単でございますが、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより議案第39号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第39号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議案第40号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第41号 町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について

議案第42号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

議案第43号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第10、議案第40号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第13、議案第43号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてまでの4議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第40号から議案第43号までの4件、それぞれ関連性がございますので、一括して説明をさせていただくということになります。

初めに、議案第40号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。本案につきましては、本年8月、人事院より国会及び内閣に対し、民間給与との格差を埋めるため、俸給表の水準引き上げ等の勧告がなされ、10月には群馬県人事委員会より県議会及び県知事に対し、同様の勧告がなされたことに鑑み、民間給与との格差等に基づく給与改定について、人事院勧告及び群馬県人事委員会勧告を踏まえて改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、給料表の給料月額を平均0.3%引き上げ、勤勉手当の支給月数を年間0.15月分引き上げ、通勤手当の額を100円から7,100円までの幅で引き上げるものであります。

以上の関係が職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

次に、議案第41号、私及び副町長の諸給与の条例の一部改正についてと議案第42号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について、そして議案第43号の皆様方議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

議案第41号から議案第43号につきましては、国において、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要があるとの考えから、一般職給与表の改正法案とともに特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案が国会に提出され、可決成立したことに鑑み、当町におきましても一般職の職員の給与改定に伴い、職員に準じてそれぞれの改正を行うものであります。

改正内容につきましては、それぞれの期末手当の支給月数を年間0.15月分引き上げるものであります。

以上、町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する

る条例の一部改正について、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

以上でございますので、あえて課長の本件についての説明はございません。第40号から43号までを一括してご説明申し上げましたが、それぞれよろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

初めに、議案第40号について質疑を行います。質疑ありませんか。

今村好市君。

○2番（今村好市君） 5ページの3%引き上げになった一般職の給与の格付表の一番下の欄なのですが、再任用職員というのがありますが、現在本町におきましては、再任用職員は何名再任用されているのか、またこの新しい給与表でどこに何名の方が格付されているのかお尋ねいたします。

○議長（野中嘉之君） 鈴木総務課長。

[総務課長（鈴木 渡君）登壇]

○総務課長（鈴木 渡君） 現在の再任用につきましては、人数は3名でございます。給料表については、ちょっと確認をさせて回答させていただきたいと思っております。申しわけありませんが、よろしくお願いたします。

○議長（野中嘉之君） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時47分）

再 開 （午前10時48分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

ほかに質疑ありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） ないようですので、暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時48分）

再 開 （午前10時49分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

鈴木総務課長。

[総務課長（鈴木 渡君）登壇]

○総務課長（鈴木 渡君） それでは、申し上げます。

1名の方は3級ということで、一番下の左から3番目、25万8,400円になる予定です。それと、その2名の方につきましては、2つ右、5級になります。29万4,300円というようなことでございます。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） この格付の根拠については、勤務体系とか退職時の給与とか役職等について違うと思うのですが、1名の3級、それと5級ですかね、2名の方が5級ということなのですが、その格付の根拠

について簡単に説明をお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 鈴木総務課長。

[総務課長（鈴木 渡君）登壇]

○総務課長（鈴木 渡君） ただいまのご質問でございますけれども、申しわけありませんが、これもちょっと確認をしてお答えをさせていただきたいと思えます。

[何事か言う人あり]

○総務課長（鈴木 渡君） では、ちょっと簡単な話をしますと、お二人の方については一応管理職と、もう一人の方については一般職ということでこの金額の差が出ているということでございます。仕事のほうには、以前やりました経験ですか、そういうものを生かして差をつけたというか、管理職として、実績を見て、その配置に再任用で採用したということで、お二人についてはそういう給料表で手当をしたというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ちょっと誤解のある答弁かなと思って補充します。

あくまでも3人とも課長級でございました。本人の働き方の希望によりという分類で、1人の課長については一般職でいいということでありましたし、またお二方については、法律上の許容の範囲の中で、できれば管理職を希望したいと。その管理職でも、働き方が週4日とか、5日働いても時間が短縮で何十時間以内とか、それぞれ制約もありますが、あくまで本人の希望を伺った上でということ、いわゆる課長時代の実績とか、そういうものを参考にしたとは私は記憶にしておりません。ということが正解であります。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

今村好市君。

○2番（今村好市君） そうすると、基本的には本人の希望ですね。勤務時間とか勤務体系については希望を取り入れると。管理職でいて退職した場合については、引き続き管理職相当職という扱いができると思うのですが、管理職以外の場合は、そういう取り扱いは今後についてはできないということになると思うのです。そうすると、勤務体系、勤務時間等によって格付が決まってくるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 鈴木総務課長。

[総務課長（鈴木 渡君）登壇]

○総務課長（鈴木 渡君） 先ほど申し上げたとおり、課長で退職をされた方あるいはそれ以外で退職をされた方については、やはり勤務体系、それとやはり今までの仕事の経験上ですか、そういうことで採用というか再雇用をしていくというような考え方でいいかと思えます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。
これより議案第40号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

- 議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第41号 町長及び副町長の諸給与条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。
これより議案第41号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

- 議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第42号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。
これより議案第42号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

- 議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第43号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。
これより議案第43号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

- 議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。
よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議案第44号 板倉町下水道条例の一部改正について

- 議長（野中嘉之君） 日程第14、議案第44号 板倉町下水道条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

- 町長（栗原 実君） 議案第44号であります。板倉町下水道条例の一部改正についてということで説明をいたします。

本案につきましては、板倉町下水道条例の一部改正につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議決を求めますのでございます。

本条例の上位法である下水道法及び下水道法施行令において、特定事業場から出される汚水の水質基準を定めており、それ以外の汚水については本条例にて基準を定めておりますが、下水道法にて定める基準が変更されていることから、本条例に定める基準について上位法と同等とするべく、変更を行うものであります。

以上ご説明申し上げました。これについては、以上のことでありますので、特段課長の説明をいたさせるつもりはございません。よろしく申し上げます。

- 議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。
これより議案第44号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。
これより議案第44号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

- 議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。
よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

○議案第45号 板倉町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第15、議案第45号 板倉町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第45号 板倉町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

本案につきましては、産科医療補償制度の見直しに伴い、国民健康保険における出産育児一時金の支給額を改定するため、関係する条例の一部改正を行おうとするものであります。

具体的には、板倉町国民健康保険条例第6条第1項本文中「39万円」とありますものを「40万4,000円」に改めるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。あわせて、これについてもただいま申し上げたとおりのことでありますので、改めて課長の説明は予定しておりません。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより議案第45号について質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第45号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議案第46号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第16、議案第46号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第46号であります。板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてでございます。

本案につきましては、小児慢性特定疾病及び難病の患者に対する医療費助成制度が法定化され、平成27年1月1日から施行されるため、板倉町福祉医療費の支給に関する条例規定中の引用箇所を改定を行おうとするものでございます。

同じく内容がこういうことでございますので、課長の説明はございませんが、よろしくご審議をいただきたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより議案第46号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第46号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

○議案第47号 板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第17、議案第47号 板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第47号 板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例の一部改正についてということでご説明を申し上げます。

本案につきましては、板倉ニュータウン産業用地等の企業誘致促進を目的として、進出企業に対し町独自の各種優遇措置を講ずるものでございますが、今般各種措置のうち産業用地進出企業に対し固定資産税相当額を5年間交付する産業施設立地促進奨励金、以降「奨励金」と申し上げますが、その奨励金について一部改正を行うものであります。

改正に至るまでの経緯といたしましては、現在の奨励金の優遇措置は、進出した企業が1度固定資産税を納めていただき、その全額を奨励金として企業にお返しをする、交付をする形となっております。この納められた固定資産税は、奨励金としての交付の有無に関係なく、交付税の積算根拠上では町の収入増とみなされ、その固定資産税額の約75%相当額の交付税が翌年度減額をされてしまうという形がございます。そのため、大規模な投資による進出企業や中小規模であっても複数の企業が一括、一度にまとまって進出が決まった場合、町の単年度の予算が組めなくなってしまうほどの財政負担が生じてしまう可能性が具体的に懸念されることから、企業誘致の大義であります町の財政基盤の強化あるいは雇用機会の拡充といったこともあわせて踏まえ考えましたときに、今回の奨励金の優遇措置の改正案をやむを得ず提案をさせていただくものであります。

具体的には、従来、進出企業の業種を問わず、固定資産税の全額100%を5年間奨励金として交付する制度でありましたが、企業立地促進法の基本計画に基づく指定集積業種、この全28業種、主に製造業になりますが、この指定集積業種に対しては雇用が多く見込めることから、多くというか、雇用がそれなりに見込め

ることから、固定資産税の15%、それ以外の業種については、逆に雇用が大きく見込めないことから、10%を奨励金として交付することとするものであります。

この改正により、企業進出直後から、進出企業の固定資産税の約10%から15%の増収が見込めることとなります。

なお、既に進出に向けて交渉を進めていた企業に対しては、現行制度の内容に基づき交渉を行ってきているという経過がありますので、平成26年度中に土地売買契約の締結にまで至った場合は、現行制度を適用する旨の経過措置を踏まえた上、そういった対応をしてみたいというふうに思っております。

以上申し上げましたが、これも今私から申し上げました内容が全容でございますので、課長の説明は改めて予定はいたしません、かつて以前に真剣にご協議いただいた経緯も踏まえてご審議をいただければありがたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより議案第47号について質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） この経過措置のところに、(2)番に、前号の契約土地の合計面積が3万平方メートル以下の事業者という、3万平方メートルを超えた事業者が進出した場合は、これは27年3月31日までに、例えばこれが30万平方メートルとかあるいは10万平方メートルとかという業者が契約した場合には、3万平方メートルまではこれが適用されるけれども、それ以上の分については適用されませんよと、そういうことなのですか。全部、例えば10万平方メートルの企業が進出、契約した場合には、10万全部適用除外になるのか、その辺どうなっているのですか、これは。

○議長（野中嘉之君） 橋本産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） このご質問の経過措置なのですけれども、これにつきましては3万平方メートルを、27年の3月31日までに契約されて、かつ3万平方メートル以下ということで、急に飛び込みで、3万平方メートルを超えるようなものが27年3月31日までに急にあらわれた場合の安全策として、このような経過措置を設けているという内容でございます。ですから、これを超えるものについては該当なしということで……3万平方メートルを超えるものについては適用されないというような形になります。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） そうすると、仮に27年3月31日までに10万平方メートルの土地の企業が契約しても、この改正されたものは適用されないということになるわけですね。そういうことね。

それともう一つ、さっきも子ども・子育て何とか法のとかがですが、初歩的なことを聞くのですが、この条例の公布の日というのは、制定されてから何日以内に公布するという決まりがあるのかと思うのですが、それはどういうふうになっているのですか、これは。総務課でも結構です。公布の日というのは、制定されてから公布する日まで何日までとかという決まりがあるのだと思うのですが、これはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 橋本産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） 済みません、先ほどの経過措置の関係なのですけれども、ちょっと説明がわかりづらかったか。10万平方メートルのものについては、今適用されているものが適用されないというような形になります。

[何事か言う人あり]

○産業振興課長（橋本宏海君） はい、そうです。

[何事か言う人あり]

○産業振興課長（橋本宏海君） 3万以下のものについては適用されますけれども、3万以下のものについては現行の条例が適用されますけれども、それを超えた場合には適用されないという形が今回の改正の趣旨でございます。

[何事か言う人あり]

○産業振興課長（橋本宏海君） 7万は適用外です。そうです。大きなものは適用外という形になります。

○議長（野中嘉之君） 鈴木総務課長。

[総務課長（鈴木 渡君）登壇]

○総務課長（鈴木 渡君） 公布の日からについては今ちょっと調べておりますので、それからお答えさせていただきます。

○議長（野中嘉之君） 荻野美友君。

○11番（荻野美友君） 3万平方メートルというのは昔の尺貫法で言うと3町だと思っておりますけれども、3町ですよ。それはそれでいいのですけれども、この契約が、企業局と契約になると思っておりますけれども、何か来た場合は、町で何とか措置というのかい、それは認めないと、今度はこういうことになると。だと思います。その企業局と町の関係というのは、恐らく県のほうへもそういうふうな説明十二分してあると思うのです。別に……そうなると思っておりますけれども、企業局のほうからは、町のことだから、これといった注文はなくて、それでやりなさいと、結構ですと、そんなことだと思っておりますけれども、そこらのことをちょっと、もし、簡単に。

○議長（野中嘉之君） 橋本産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） この事案につきましては、企業局のほうに十分説明をした中で合意を得られている内容でございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 確認をさせていただきます。

以前議論になったときに、現在立地をしている企業の中で、この優遇措置が進出の第1の決め手ということではないという説明があったのですが、その辺については改めてきちんと確認をしておきたいというふうに思うのですが、今立地している企業の立地の優先順位といたしましうか、立地するための、それについて二、三点お話をいただければというふうに思います。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 一応先般この準備等も含め協議会で説明しまして、担当課長、いわゆる直接現場で携わっております遠藤課長補佐のほうから十分聞き取りをいたしまして、しかも我々も、事によると大変大きな問題にも、いわゆる優遇措置が大きく後退をするわけでありますから、非常に難しい問題でも、買うほうとこちらの、進出するほうとこちらが全く相反する立場で、こちらの考え方だけを述べていくことが将来的にもプラスになるかマイナスになるかということも踏まえ、その原点としての、少なくとも今まで出た企業については、どういったいわゆる決定に至るプロセスあるいは向こうの着眼点等々も含めて、町にまず一番最初のアポから始まって経過等々も含め、逐一話を意見交換をしました中では、今までの企業については、まずは立地、距離あるいは板倉町の風景等も含めた広い意味での立地等について一番魅力を感じて来ているということも含め、最終的な契約に至る段階では、優遇措置も含め、ないよりはあったほうが良いということで、ありがたいということではあるけれども、どう分析しても優遇措置があるからということで、まずそれを着眼点として当地を選んできたのではないと分析するというので、遠藤、いわゆる出先の、そこのほうの責任ある立場としての見解も、我々も会話を通した中で、事実だろうということも確認をした上での決定でございますので、今の時点ではそのように捉えております。

○議長（野中嘉之君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 先ほどの、鈴木課長答弁できるの。

暫時休憩します。

休 憩 （午前11時15分）

再 開 （午前11時17分）

○議長（野中嘉之君） 再開します。

鈴木総務課長。

〔総務課長（鈴木 渡君）登壇〕

○総務課長（鈴木 渡君） 先ほどの青木議員さんのご質問にお答えします。

これは、地方自治法の中に、まず条例の制定、それと改廃の議決があったときは、その日から3日以内に長ですね、公共団体の長に送付をしなければならないということがまずあります。それと、それを受けて、その長は、その規定の条例によって受けた場合においては、今度は20日以内に公布をしなければならないというふうなことがございます。特に条例の中で特別の定め、そういうものがある場合は、それを除いて、10日以内に公布をしなければならないということになります。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第47号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

○議案第48号 板倉町保育の実施に関する条例の廃止について

○議長（野中嘉之君） 日程第18、議案第48号 板倉町保育の実施に関する条例の廃止についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第48号になります。板倉町保育の実施に関する条例の廃止についてということであります。

本案につきましては、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援新制度が創設をされました。これに伴い、児童福祉法が改正され、保育の必要性の認定につきまして、市町村が条例によって定めることになっていたものが、子ども・子育て支援法施行規則により定められることとなったわけであります。この施行規則では条例を定めることとはされていないため、今後は規則を制定することにより保育の必要性の認定をすることとなります。このため、児童が保育に欠ける事由について定める板倉町保育の実施に係る条例については、廃止をすることが相当ということでの見解がございます。そういうことで廃止をしたいということでの提案であります。

以上、説明申し上げましたが、これも同じく課長の改めての説明は予定をいたしておりません。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより議案第48号について質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） ちょっと素朴な質問なのですが、条例を廃止する条例というのをまた設けなくてはならないのですか。全て今までの条例を廃止する場合には、こういう条例は廃止する条例というのをつくって積み上げていくと。条例が無限大に増えていきますね、そういうことなのですか。

○議長（野中嘉之君） 鈴木総務課長。

[総務課長（鈴木 渡君）登壇]

○総務課長（鈴木 渡君） お答えさせていただきます。

条例がありますので、これについては同じように廃止をしないといけないということでもあります。

[何事か言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 鈴木総務課長。

[総務課長（鈴木 渡君）登壇]

○総務課長（鈴木 渡君） この関係につきましては、例規には載らないというようなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第48号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

○議案第49号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散について

議案第50号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う財産処分について

議案第51号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う事務の承継について

○議長（野中嘉之君） 日程第19、議案第49号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散についてから日程第21、議案第51号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う事務の承継についてまでの3議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第49号から51号までは関連がございます。一括して説明をさせていただくこととします。

初めに、議案第49号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散についてをご説明を申し上げます。本案は、東毛広域市町村圏振興整備組合を解散するに当たり、地方自治法第288条の規定により、関係市町が協議の上定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

具体的な内容であります。当組合の事業が縮小をし、林間学校の管理運営のみとなっている現状を踏まえ、業務の効率性の観点から、今後の組合の運営方法等について理事会等において検討してまいりました。その結果、今後の林間学校にかかわる運営については、太田市が直営で行うこととし、あわせて一部事務組合を解散をすることとしたところでございます。

解散の期日は、平成27年3月31日、いわゆる今年度限りとするものでございます。

以上、これについて、東毛広域整備組合の解散についてでございます。

次に、議案第50号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う財産処分の関係についてでございます。本案は、組合解散に伴う財産処分について、地方自治法第289条の規定により、関係市町が協議の上定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を同じく求めるものでございます。

組合の解散に伴い、当組合に属する財産は、解散期日に全て太田市に帰属させるものであります。主な財産といたしまして、建物、物品及び東毛林間学校管理基金となります。詳細については、別添、組合財産に関する調書を参考にしていただければと思います。

以上が50号に対する提案であります。

続いて、議案第51号に入ります。東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う事務の承継、受け渡しについて、受け継ぎについてであります。本案は、組合の解散に伴い、事務の承継先について、関係市町が協議の上定めることについて、組合同約第15条の規定により議会の議決を同じく求めるものであります。

具体的な内容であります。組合にかかわる歳計現金、未払金、未収金、公文書類その他の権利と義務は、太田市が承継するものということでございます。

以上、東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う事務の承継についての説明でございます。

以上、議案第49号から51号まで3議案一括して説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

参考に、東毛林間学校管理基金残高、平成25年度決算後3,558万8,344円。東毛林間学校敷地賃借料年額28万7,280円、平米140円。支払先、群馬県。借地面積2,052平米という資料もついてきております。

以上を申し上げ、改めて課長の説明もございませんが、解散に伴う3議案をよろしくご審議をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

初めに、日程第19、議案第49号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第49号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第50号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第50号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第51号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第51号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

○議案第52号 平成26年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について

議案第53号 平成26年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第54号 平成26年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第55号 平成26年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第22、議案第52号 平成26年度板倉町一般会計補正予算（第5号）から日程第25、議案第55号 平成26年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）までの4議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第52号から55号まで、補正予算の、52号は5号ですね、平成26年度の各会計の補正予算でありますので、一括して説明をさせていただきます。

まず、議案第52号、一般会計の補正予算、これは第5号になります。本案につきましては、第5回目の補正予算でありまして、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ4億6,495万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を62億6,086万3,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金に2,333万6,000円、県支出金に707万6,000円、寄附金に21万円、繰入金に344万3,000円、繰越金に4億3,086万8,000円、諸収入に16万1,000円をそれぞれ追加し、分担金及び負担金を13万9,000円減額をするものでございます。

歳出につきましては、議会費に64万6,000円、総務費に4億1,529万7,000円、民生費に2,351万6,000円、衛生費に413万6,000円、農林水産業費に1,384万円、商工費に56万8,000円、土木費に94万9,000円、消防費に21万円、教育費に579万3,000円をそれぞれ追加するものであります。また、債務負担行為につきましても所要の補正をするものであります。

以上が一般会計（第5号）の補正予算であります。

次に、議案第53号 平成26年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算、これは2号になりますが、ご説明を申し上げます。本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ355万2,000円を追加し、1

億3,771万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金に12万9,000円、諸収入に17万3,000円、繰越金に325万円を追加するものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療連合納付金に12万9,000円を、諸支出金に342万3,000円をそれぞれ追加するものでございます。

以上が、後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）でございます。

次に、議案第54号の平成26年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算、同じく2号についてであります。本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ114万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億8,335万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金に86万4,000円、繰越金に27万7,000円を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費に86万4,000円を、後期高齢者支援金に10万5,000円を、前期高齢者納付金に1万6,000円、諸支出金に27万7,000円をそれぞれ追加し、介護納付金を12万1,000円減額するものであります。

以上が、国保補正予算（第2号）の関係であります。

次に、議案第55号の平成26年度板倉町水道事業会計補正予算、これについては1号であります。ご説明をいたします。本案につきましては、他会計補助金、人件費、広域関連の負担金の3つに関するものでございます。

まず、予算第3条、水道事業収益の既決予定額3億5,878万8,000円に他会計補助金として60万3,000円を追加補正するものであります。

次に、予算第3条、水道事業費用の既決予定額3億2,627万5,000円に人件費として38万2,000円を追加補正するものであります。

最後に、予算第4条、資本的支出の既決予定額2億926万2,000円から57万1,000円を減額補正するものでございます。その内容といたしましては、人件費として13万円を追加、広域関連の負担金として70万1,000円を減額補正するものであります。

以上、平成26年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げました。

以上、52号から55号までの議案に対し、一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第52号から議案第55号までの4議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審査することとしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号から議案第55号までの4議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○散会の宣告

○議長（野中嘉之君） 以上をもちまして本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前11時38分）